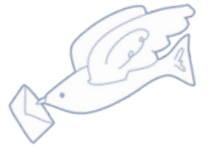


#14
2025
Aug.

あんしんぶん



改正民法のQ&Aのご紹介 ～親権の指定・変更～



あんしんぶん#13に続き、民法改正の施行準備のための「関係府省庁等連絡会議」で確認された「Q & A形式の解説資料（民法編）」のご紹介をします。今回は「家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素（新民法第819条関係）」です。

新民法第819条では、離婚をするときは、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係などを考慮し、親権者を父母の双方または一方とすることを定める、と変わりました。

民法 第819条（離婚又は認知の場合の親権者）

1. 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。
2. 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。
～略～
7. 裁判所は、第2項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。
 - 1 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - 2 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、第1項、第3項又は第4項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

今回追加となった民法第819条7項は、共同親権または単独親権のいずれかを原則とするものではなく、子の利益のため、父母や子の関係など個別具体的な事情によって判断されるものです。また、父母が共同して親権を行うことが困難なケースは子どもの利益にはならず、単独親権にしなければなりません。

次のページで、裁判所が親権者の指定・変更をする場合のQ & Aをご紹介します。



DV・虐待ケースでは必ず単独親権になるのか？819条7項1号及び2号のいずれにも該当しない場合も、裁判所が単独親権の定めをすることはできるか？

「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」（1号）又は「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、親権者の指定等についての協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」（2号）には、父母の一方を親権者と定めなければならない。これは例示であり、これに該当しない場合でも、裁判所は「**父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき**」は、**単独親権者としなければならない**。このような事情がない場合でも、子の利益のため単独親権の定めをすることができる。

DVがあるために必ず単独親権の定めをしなければならない場合とは、身体的DVに限られるのか？

身体的DVだけでなく**精神的DV、経済的DV、性的DV等**によって父母が互いに話し合うことができない状態にある場合等、**親権の共同行使が困難な場合**もこの要件に当てはまることがある。

DVや虐待を理由として単独親権の定めを求めるためには、医師による診断書等の客観的証拠が必ず必要か？

「おそれ」の判断においては、個別の事案ごとに、それを基礎づける方向の事実とそれを否定する方向の事実とが総合的に考慮されることとなり、医師の診断書のような、過去にDVや虐待があったことを裏付ける**客観的な証拠の有無に限らず**、諸般の状況が考慮されることになる。

高葛藤であるケースにおいて、どのような場合に「父母が共同して親権を行うことが困難」と認められるか。

例えば、父母の一方が他の一方に対して、**誹謗中傷や人格を否定する言動**を繰り返しているような場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難」な場合に該当し得る。

参照元：「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」

○第4回 令和7年6月30日 資料1 Q & A形式の解説資料（民法編）

